



第 17 号 (令和 3 年 10 月号) 全国自立援助ホーム協議会たより

編集・発行責任者

大橋 達也 (吾が家)

発行日：令和 3 年 10 月 日

今号内容

1 ページ

会長挨拶

2～3 ページ

ホーム長研修
報告と感想

4 ページ

四国ブロックの
取り組み紹介

5～7 ページ

運営費について



全国自立援助ホーム協議会

会長 申間 範一

「あたたかいご飯を用意して、ただいまの声に笑顔で
応える、そんな居場所づくりを・・・」

(自立援助ホーム ハンドブックさぼおとガイドより)

自立援助ホームを表現する一番のメッセージではないかと感じます。

現在、協議会加入のホーム数は 200 を超えています。それぞれの地域のニーズや受け入れる子どもたちの抱える問題や特性などから支援の在り方も多様な状況にあります。そのような課題と向き合う個性豊かなホームが増えてくることは楽しみでもあり今後の期待でもあります。しかし、自立援助ホームという看板の持つ意味をもう一度皆さんと共有したいと思っています。元協議会会長星氏は「自立援助ホームが真に子どもたちのためのものであり続けるために、私たちは守るべきものを守り、変えるべきところは変えていかなければならない。」としました。まさに今がその時ではないでしょうか。来年度に児童福祉法の一部改正が予定されており、各種別はこぞって政策提言を厚労省に投げかけています。私たち協議会においては、以前から進めていた「自立援助ホームと協議会のあり方検討委員会」において整理してきた事項と皆さんのご協力により実施した「2020 年全国実態調査」、そして各ブロックで話題となっている事柄を集約し政策提言書にまとめ厚労省に提出しました。

また、協議会相談役平井氏により社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会にて「自立支援」を担う私たちの考えを提示しました。(政策提言書に準じた内容)

「あり方検討委員会」については、児童福祉法改正に結び付けていく取り組みを継続して行っていますが、皆さんの意見を反映できるよう随時情報提供を行っていきますのでご意見などブロック長を通してご提案ください。

さて、新型コロナウイルスの感染は収まる気配がなく、さらなる流行によりホームでの生活も以前のような食事を皆で囲っての生活は難しく、いろいろと工夫されていることと思います制度政策の話題が中心になりがちですが、各ホームが「今」をどのように工夫して乗り越えようとしているのか、そんな情報交換も必要ではないかと思っています。以前に行ったネットでの意見交換会なども企画していきたいと思っています。ぜひ、皆で語り合しましょう。

さいごに、皆様におかれましては、どうぞ健康に留意され日々を入居者とともに暮らせることを願います。今後ともよろしく願いいたします。

第13回全国自立援助ホーム長研修会【オンライン】の報告と感想

1. 動画視聴期間 2021年7月1日(木)～8日(木)

2. 研修①自立援助ホームの管理・運営(マネージメント)に関する事

講師: 自立援助ホームあすなろ荘 恒松大輔 氏

研修②職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法 I

講師: 生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 高橋克己 氏

研修③職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法 II

講師: 自立援助ホーム慈泉寮 かりん 平井誠敏 氏

研修④職員のメンタルヘルスとその対応に関する事

講師: 京都文教大学 臨床心理学部教授 川端直人 氏

3. 感想

研修①「自立援助ホームの管理・運営(マネージメント)に関する事」

ホームの運営とは「人、物、金、制度」を組織の理念や方針に基づいて活用することであるということ。また「事務費」と「事業費」の違いから説明していただき、今更恥ずかしくて聞けない所を分かりやすく整理して教えていただきました。令和3年度の新規事業の説明をしていただき、制度を活用するためには常にアンテナを張り、情報をキャッチすること。また、行政とのコミュニケーションを図り、県内や近隣のホームとも協力し積極的に要望していくことの重要性も学びました。結果それが理念や方針である、入居者の最善の利益、共に働くスタッフの職場環境を整えることになるのだと学びました。

研修②「職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法 I」

ホームにたどり着くまでのひとり一人の子どもの歴史に想いを馳せ、型にはめた理解や支援ではなく、特効薬や正解がない中で、それぞれの子どもの「困り」と「原因」を探ることが大切であると学びました。拒絶と失敗と排除を経験してきたであろう子ども達は「この先何が起きるか分からない人生(お化け屋敷)へ一人では飛び込む勇氣は持てないが、一緒に歩いてくれる人がいたなら、怖いけれど一歩踏み出してみようと思えるかも」とのお話が大変印象に残りました。普段「問題の解決」にばかり焦点を当てて話し合っている会議ではなく「なんで？」を考え話し合う場に変えていきたいと思いました。

研修③「職員への指導・教育(スーパーバイズ)の方法Ⅱ」

子どもへの関わり方はヘルプ(代わってやってあげる)ではなく、サポート(見守り手を貸す)であるべき。時にサポートが「放任」にならないよう注意する必要がある事。「責任を取る事」と「罰を受ける事」の違いにも留意する必要がある、管理や罰則から良い関係は構築されないという事。「ホームへの適応力」ではなく、「社会適応力」が身につく支援が重要であるという事を学ぶことができました。子どもひとり一人に合わせた言葉かけで人格等発達途上の子ども達は「変わる」可能性がいくらでもあるというお話しに、普段決めつけてしまいがちな自分を反省しました。ロールプレイでは職員が自己の感情をコントロールした言葉かけの大切さを学びました。

研修④「職員のメンタルヘルスとその対応に関する事」

メンタルヘルスの効果を発揮するには、不調な個人へのアプローチだけではなく、組織の活性化が必要という視点からのワーク・エンゲイジメントの考え方や、B(境界)A(権威)R(役割)T(課題)「BART」を意識した組織づくりが必要であるというお話しが印象に残りました。また入居児との関係形成においては、転移や逆転移に留意し、関係性を俯瞰で見ることの大切さを学ぶことができました。

四国ブロックの活動について

四国ブロック 広報担当 こんびら鞆橋荘 池田千晶

四国ブロックの活動について

2017年、中・四国地区での活動から7ホームで発足した四国ブロックは、その年度のうちに9ホームに、現在は14ホームになりました。それぞれの県に1つ以上のホームができたので毎年の研修を4県持ち回りでやりましょう、お互いのホームを訪問するのもいいですね、研修旅行も企画しませんか、と盛り上がってきたところでしたが、新型コロナウイルスの流行に阻まれることになりました。

2020年度、会えない1年目はブロックとしての交流はほとんどできず、顔を合わせない日々が続きました。

2021年度、会えない2年目になって四国ブロックは新体制を模索しています。ブロック役員に加えて制度・政策、調査・研究、研修、広報の各担当を決め、オンラインで偶数月には運営役員会を、奇数月にはスタッフ中心の定例会をおこなっています。

四国は小さな島に見えるかもしれませんが、4県が山を挟んで背中合わせなので行き来するには意外と遠く、リアルで集まるとなると立地によっては200km近い移動になります。気軽に人を出せない状況はどこもおなじですが、オンラインという選択肢のおかげで遠くの施設の方と顔を合わせる機会は増えました。移動の時間がいない分、ゆったりとした時間設定をすることも、逆に短時間の会合を気軽に持つこともできます。距離の制約を受けないので他のブロックと合同での企画も展開できそうです。

ZOOMの活用も回数を重ねて慣れてきました。全員で顔を合わせるだけでなく、2～4人程度のブレイクアウトルームに分かれると、立ち話感覚でざっくばらんな話もできます。

とはいえ、手の届くところで同じ空気を吸って話をする機会がないのは非常に残念ですし、空間に余裕のない自立援助ホーム内でオンラインに参加する場所を確保する大変さも感じています。

オンラインで細やかに交流を重ね、リアルな集まりで濃密につながる、そんないいところ取りができる日が一日も早く来てほしいものです。



自立援助ホームの運営費について

ホーム長研修でも運営費については講義がありましたが、大変勉強になった、もう一度聞きたい、という感想をいただき、ホームの運営費について簡単にまとめてみました。

運営費について



上図において、「寮費」というのは入居者から徴収する利用料です。「その他」は、各ホームで実施するバザーや出店、収益活動、寄付等による収入です。「公費」とは税金で成り立つお金で、国や自治体が国民の意見をもとに毎年予算を立て、それによってホームに資金が支弁されます。

自立援助ホームに支弁されるのは、「事務費、事業費、国庫補助金、都道府県単独補助金(県単補助)」の4種類になります。

事務費…… 自立援助ホームを運営するために必要な、職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費

事業費…… 入居者の処遇に直接要する諸費用

国庫補助金…… 国が制度として定めるが、各自治体も費用を半分負担するため、自治体が予算化してくれないと使えない。

県単補助…… 自治体独自で予算化したもの。財政豊かな都市部の自治体では見られるが、地方ではあまり実施されていない。

事務費・事業費は、該当する項目は請求すれば支弁されますので、請求漏れのないように情報収集をし、熟知することが大切です。

国庫補助金・県単補助は、自治体との交渉が必要です。予算を獲得するには、普段から情報交換の場を設け、毎年必ず予算要望書を提出する事が必須でしょう。予算の必要性をアピールするためのデータを取ることも重要でしょう。

主な事務費・事業費・国庫補助金一覧 (赤字は新規のため要綱がまだ出ていない)

事務費	
経常事務費 (保護単価)	運営に必要な職員人件費その他事務執行の諸経費。地域と定員で異なる。
民間施設給与 等改善費	職員の平均勤続年数によって事務費に加算される費用。
処遇改善加算 (I)(V)	全常勤職員対象(I)と指定研修を受けたホーム長対象(V)がある。 1人当たり1カ月6,060円。
自立支援担当 職員加算	1人分の人件費相当の大きな加算。資格要件を満たす職員確保、支援の質の 担保が課題。
新設事務費	ホーム開設時に準備金として保護単価×定員×0.5を1回だけ支弁。
第三者評価 受審費	第三者評価受審に係る実費を支弁。308千円が上限。
賃借費加算	ホーム建物物件の賃借に係る実費を支弁。家賃補助。
入居者の自立 に向けた取組	ステップハウスのような一人暮らし体験が可能となるアパート等の賃借料。
自立援助ホーム の体制強化	管理宿直職員(日中繁忙時の非常勤)を配置し、指導員等の負担を軽減する。
事業費	
一般生活費	入居者1人当り月額11,310円。障害等有で働けない者、高校生(条件有)は 月額51,870円。各自治体に要問い合わせ。
特別育成費	高校の学費、交通費、資格取得費、学習塾費等。高校進学のための学費の心配は ほぼない
教育費	特別支援学校高等部で学ぶための学費、交通費、部活費、資格取得費、 学習塾費等
職業補導費	公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う際の交通費実費と月5,030円の経費
冷暖房費	冷暖房費として、立地および別に定める基準に沿って所定の費用が支弁される
就職支度費	退居者へ支弁。一般分と特別基準分併せて281,300円。すでに就職している者も 含む。退居者にとって大きい。各自治体に問い合わせ要
大学進学等自 立生活支援費	退居者へ支弁。一般分と特別基準分併せて281,300円。すでに進学している者も 含む。就職支度費と併用化。各自治体に要問い合わせ。
被虐待児受入 加算	新入居者が被虐待児であり、その影響が大きいと児相が認定すれば、月26,100 円を1年間支弁。他施設で既に支弁されていたら不可。
受託支度費	新入居者が所持金がない等、児相が認定すれば、44,630円を1回だけ支弁 児童養護からの入居者は貯蓄が多い傾向。
医療費	国保加入し通院費自己負担分を入居から最初の賃金を得た日の属する月まで 実費支弁。
予防接種費	予防接種費用。RSウイルス感染症、流行性耳下腺炎等。 インフルエンザは含まれない
防災対策費	年45万円上限。消防設備、非常食、非常持出袋、発電機、大容量バッテリー、 備蓄倉庫、テント、研修費等。
葬祭費	入居中に死亡した入居者の火葬、納骨その他葬祭等の必要な経費。159,040円。

国 庫 補 助 金	
児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業	心理担当職員を配置した場合の person 費、必要経費を支弁。年間上限 1,069 千円。心理士資格を持つ職員の確保が難しい。4大心理系学部卒であれば該当する自治体もある
社会的養護自立支援事業② ／就学者自立生活援助事業	20 歳到達後も、22 歳年度末までの支援の継続ができる。就学者である、障害等有りホームでの継続支援が必要とされる者、等の要件を満たせば生活費等支弁される
児童養護施設等体制強化事業	児童指導員等の資格取得を目指す者、夜間業務等の補助者を雇用した場合、最大 408 万円を補助
業務負担軽減のための ICT 化	日々の記録業務の ICT 化へ最大 100 万円を補助。処遇援助システム等の導入のチャンス
新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルス感染症対策関連の個室や静養室の増改築、空調設備の新設、宿泊施設の借り上げ費や person 費・慰労金・食材費・光熱水費等のかかり増し経費に 800 万円まで補助

上記の内容は、各自治体によって対応が異なるかもしれません。



【編集後記】

先日、前から興味があった「オンライン飲み会」に挑戦しました。広報委員会のメンバーに私のわがままを聞いてもらい、実現しました。声をかけておきながら、うまく行くのか、盛り上がるのか、少し不安はありましたが、なんと、18 時に開始してお開きは 24 時、それでもまだまだ話し足りない感じでした。好きなお酒とおつまみを用意して、帰りの心配もない「オンライン飲み会」、結構楽しめました。皆さんも是非。

広報委員長 大橋達也

